

市町村子ども・子育て支援事業計画  
における「量の見込み」の算出等  
のための手引き

平成26年1月

## ＜ 1 ＞ 基本的考え方

### 1. 利用希望を把握するための調査を行う趣旨

子ども・子育て支援法において、市町村は、国が示す基本指針に即して、5年を1期とする市町村子ども・子育て支援事業計画を作成することとされている。その計画の中では、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びにそれに対応する提供体制の確保の内容及び実施時期について定めることになっている。

市町村子ども・子育て支援事業計画は、地域の人口構造や産業構造等の地域特性、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に相当する事業の利用状況、利用希望等をふまえて作成されることが必要である。

そこで、市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画の作成にあたり、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況を把握するとともに、保護者に対する調査等（以下、「利用希望把握調査等」という。）を行い、これらを踏まえて教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを推計し、具体的な目標設定を行うことが求められている。

（子ども・子育て支援法）

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域（以下「教育・保育提供区域」という。）ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。）、特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。）に係る必要利用定員総数（同項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

二 教育・保育提供区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

三 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

3 (略)

4 市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育提供区域における子どもの数、子どもの保護者の特定教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。

5 市町村は、教育・保育提供区域における子ども及びその保護者の置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村子ども・子育て支援事業計画を作成するよう努めるものとする。

6～10（略）

（子ども・子育て支援法に基づく基本指針（案））

3 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の利用状況及び利用希望の把握

（一）現状の分析

市町村子ども・子育て支援事業計画については、地域の人口構造や産業構造等の地域特性、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の利用の現状、利用希望の実情、教育・保育施設等の地域資源の状況、更には子どもと家庭を取り巻く環境等の現状を分析して、それらを踏まえて作成することが必要である。

（二）現在の利用状況及び利用希望の把握

市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に当たり、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況を把握するとともに、保護者に対する調査等（以下「利用希望把握調査等」という。）を行い、これらを踏まえて教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを推計し、具体的な目標設定を行うこと。

利用希望把握調査等の実施に当たっては、当該調査結果を踏まえて作成する市町村子ども・子育て支援事業計画及び市町村子ども・子育て支援事業計画を踏まえて作成する都道府県子ども・子育て支援事業支援計画が、教育・保育施設及び地域型保育事業の認可及び認定の際の需給調整の判断の基礎となることを勘案して、地域の実情に応じた適切な区域で行うこと。

また、都道府県は、利用希望把握調査等が円滑に行われるよう、市町村に対する助言、調整等に努めること。その際、認可外保育施設及び私立幼稚園の運営の状況等について市町村に対する情報提供を行う等、密接に連携を図ること。

## ＜2＞量の見込みの算出

### 1. 全国共通で「量の見込み」を算出する項目

下記の事業については、全国共通で、市町村子ども・子育て支援事業計画で定める「教育・保育提供区域」ごとに「量の見込み」の算出を行う。

図表1 全国共通で「量の見込み」を算出する項目

対象事業		対象児童年齢
1	教育標準時間認定（認定こども園および幼稚園） ＜専業主婦（夫）家庭、就労時間短家庭＞	3～5歳
2	保育認定①（幼稚園） ＜共働きであるが幼稚園利用のみの家庭＞	3～5歳
	保育認定②（認定こども園及び保育所）	3～5歳
3	保育認定③（認定こども園及び保育所＋地域型保育）	0歳、1・2歳
4	時間外保育事業	0～5歳
5	放課後児童健全育成事業	1～3年生、4～6年生
6	子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライト別）	0～18歳
7	地域子育て支援拠点事業	0～2歳
8	一時預かり事業 ・幼稚園における在園児を対象とした一時預かり ・その他	3～5歳
		0～5歳
9	病児保育事業	0～5歳、1～6年生
10	子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター事業）	0～5歳、1～3年生、 4～6年生
11	利用者支援事業	0～5歳、1～6年生

## Ⅱ. 量の見込みの具体的算出方法

量の見込みの具体的算出方法については、以下に示す標準的な算出方法によることが望ましい。なお、この標準的な算出方法は、「子ども・子育て支援法に基づく基本指針の概ねの案について」（平成25年8月6日付け事務連絡）の別紙4「調査票のイメージ」の設問項目を活用したものとなっている。

なお、本手引きは、市町村子ども・子育て支援事業計画における量の見込みの標準的な算出方法を示すものであり、地方版子ども・子育て会議等の議論等を踏まえたより効果的、効率的な方法による算出を妨げるものではない。ただしこの場合においても、「潜在ニーズを含めて量の見込みを把握し、それに対応する確保方策を定める」という制度の基本的考え方を踏まえる必要があることに留意すること。

### 1. 家庭類型の分類

#### (1) 概説

アンケート調査結果を活用し、まず、対象となる子どもの父母の有無、就労状況から「家庭類型」を求める。家庭類型の種類は、タイプAからタイプFの8種類となっている。

「家庭類型」は、現在の家庭類型と、母親の就労希望を反映させた潜在的な家庭類型の種類ごとの分布を算出する。また、子どもの年齢区分により、0歳～就学前、0歳、1・2歳、3歳～就学前の4パターンを作成することが必要である。

なお、十分な調査客体数を得られる場合は、祖父母による支援、地域・友人の支え合いの状況を踏まえ、更に細かい類型を設定することにより、より詳細に潜在ニーズ量を把握することが可能となる。

図表2 家庭類型の種類

タイプ	父母の有無と就労状況
タイプA	ひとり親家庭
タイプB	フルタイム×フルタイム
タイプC	フルタイム×パートタイム (就労時間：月120時間以上+下限時間～120時間の一部 <sup>1</sup> )
タイプC'	フルタイム×パートタイム (就労時間：月下限時間未満+下限時間～120時間の一部)
タイプD	専業主婦（夫）
タイプE	パートタイム×パートタイム (就労時間：双方が月120時間以上+下限時間～120時間の一部)
タイプE'	パートタイム×パートタイム

	(就労時間：いずれかが月下限時間未満+下限時間～120 時間の一部)
タイプ F	無業×無業

※各自治体における保育の必要性の下限時間(48時間～64時間の間で市町村が定める時間)を「下限時間」と記載。以下同じ。

「家庭類型」と全国共通で「量の見込み」を算出する項目(対象事業)の関係をみると、タイプ C'(フルタイム×パートタイム〔月下限時間未満、あるいは月下限時間から 120 時間の一部〕)、タイプ D(専業主婦(夫)家庭)、タイプ E'(パートタイム×パートタイム〔いずれかが月下限時間未満、あるいは月下限時間から 120 時間の一部〕)、タイプ F(無業×無業)は、専業主婦家庭あるいは父母の就労時間の短い家庭(以下「就労時間短家庭」という。)として、「教育標準時間認定(認定こども園及び幼稚園)」に分類される。

タイプ A(ひとり親家庭)、タイプ B(フルタイム×フルタイム)、タイプ C(フルタイム×パートタイム〔月 120 時間以上、あるいは月下限時間から 120 時間の一部〕)、タイプ E(パートタイム×パートタイム(双方が月 120 時間以上、あるいは月下限時間から 120 時間の一部))は、保育の必要性の認定を受け得る家庭として、年齢に応じて「保育認定②(認定こども園及び保育所)」、あるいは「保育認定③(認定こども園及び保育所、地域型保育)」に分類される。

但し、ひとり親家庭(タイプ A)、共働き家庭(タイプ B、タイプ C、タイプ E)のうち、幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定される場合は、「保育認定①(幼稚園)」に分類される。

図表 3 家庭類型と関連する事業の分類

家庭類型	家庭類型に関連する事業の分類
<ul style="list-style-type: none"> <li>・タイプ C：フルタイム×パートタイム (月下限時間未満+月下限時間～120 時間の一部)</li> <li>・タイプ D：専業主婦 (夫)</li> <li>・タイプ E：パートタイム×パートタイム (いずれかが月下限時間未満+月下限時間～120 時間の一部)</li> <li>・タイプ F：無業×無業</li> </ul>	<p>1 教育標準時間認定 (認定こども園及び幼稚園) &lt;専業主婦家庭、就労時間短家庭&gt;</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・タイプ A：ひとり親家庭</li> <li>・タイプ B：フルタイム×フルタイム</li> <li>・タイプ C：フルタイム×パートタイム (月 120 時間以上+月下限時間～120 時間の一部)</li> <li>・タイプ E：パートタイム×パートタイム (双方が月 120 時間以上+月下限時間～120 時間の一部)</li> </ul>	<p>2 保育認定② (認定こども園及び保育所)</p> <p>3 保育認定③ (認定こども園及び保育所+地域型保育)</p>
<p>↓</p> <p>※ただし現在幼稚園利用</p>	<p>→</p> <p>2 保育認定① (幼稚園) (共働き家庭幼稚園利用のみ)</p>

これらの「家庭類型」を算出するために必要となるデータは、「調査票のイメージ」において、父母の有無、母親の就労状況、父親の就労状況、母親の就労意向、子どもの年齢に関する下記の設問である。

例えば、父母の有無について、「調査票のイメージ」の問 4 (調査票の回答者) で「3. その他」と回答している場合は集計対象から除外する。問 4 で「1. 母親」あるいは「2. 父親」と回答し、かつ問 5 (配偶関係) で「2. 配偶者はいない」と回答した場合、「ひとり親家庭」となる。

## 2. 教育・保育の量の見込みの算出方法

以下では、全国共通で算出をすることになっている「教育・保育」の「量の見込み」の算出方法を記載する。なお、目標年の量の見込みは各年で設定することになっている。

### (1) 1号認定（認定こども園及び幼稚園）

#### 1) 対象となる潜在家庭類型

潜在タイプ C'（フルタイム×パートタイム [月下限時間未満+月下限時間～120 時間の一部]）、潜在タイプ D（専業主婦（夫））、潜在タイプ E'（パートタイム×パートタイム [いずれかが月下限時間未満+月下限時間～120 時間の一部]）、潜在タイプ F（無業×無業）を対象として算出する。「量の見込み」は、潜在家庭類型ごとに算出する。

#### 2) 対象年齢

3歳以上のみ算出する。

#### 3) 利用意向率

上記1) 2) の対象者について、問 16（平日定期的に利用したい教育・保育の事業）に回答した者のうち、問 16 で「1. 幼稚園（通常の就園時間の利用）」または「4. 認定こども園（幼稚園と保育施設の機能を併せ持つ施設）」を選択した者の割合（但し、無回答を除いて割り戻す）を算出する。

#### 4) 量の見込みの算出方法

##### ①家庭類型別児童数の算出

「推計児童数（人）」×「潜在家庭類型（割合）」＝「家族類型別児童数（人）」

※推計児童数（人）は、各年の年齢各歳別のデータを用いる。

なお、この推計における年齢各歳別のデータの算出については、平成 15 年 8 月「地域行動計画策定の手引き」の「II 人口推計」を参照のこと。

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/seisaku/syousika/030819/2b.html>

また、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来人口推計」（平成 25 年 3 月）も適宜活用されたい。

<http://www.ipss.go.jp/pp-shicyoson/j/shicyoson13/t-page.asp>

##### ②量の見込みの算出

「家庭類型別児童数（人）」×「利用意向率（割合）」＝「量の見込み（人）」



## (2) 2号認定（幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定されるもの）

### 1) 対象となる潜在家庭類型

潜在タイプ A（ひとり親家庭）、潜在タイプ B（フルタイム×フルタイム）、潜在タイプ C（フルタイム×パートタイム [月 120 時間以上+月下限時間～120 時間の一部]）、潜在タイプ E（パートタイム×パートタイム [双方が月 120 時間以上+月下限時間～120 時間の一部]）を対象として算出する。

### 2) 対象年齢

3 歳以上のみ算出する。

### 3) 利用意向率

上記 1) 2) の対象者について、問 15-1（平日定期的に利用している教育・保育の事業）に回答した者のうち、問 15-1 で「1. 幼稚園（通常の就園時間の利用）」を選択した者の割合（但し、無回答を除いて割り戻す）を算出する。

## 4) 量の見込みの算出方法

### ①家庭類型別児童数の算出

「推計児童数（人）」×「潜在家庭類型（割合）」＝「家族類型別児童数（人）」

※推計児童数（人）は、年齢各歳別のデータを用いる。

### ②量の見込みの算出

「家庭類型別児童数（人）」×「利用意向率（割合）」＝「量の見込み（人）」

## (3) 2号認定（認定こども園及び保育所）

### 1) 対象となる潜在家庭類型

潜在タイプ A（ひとり親家庭）、潜在タイプ B（フルタイム×フルタイム）、潜在タイプ C（フルタイム×パートタイム [月 120 時間以上+月下限時間～120 時間の一部]）、潜在タイプ E（パートタイム×パートタイム [双方が月 120 時間以上+月下限時間～120 時間の一部]）を対象として算出する。

### 2) 対象年齢

3 歳以上のみ算出する。

### 3) 利用意向率

上記 1) 2) の対象者について、問 16（平日定期的にご利用したい教育・保育の事業）に回答した者のうち、問 16 で「1. 幼稚園（通常の就園時間の利用）」から「10. 居宅訪問型

保育（ベビーシッターのような保育者が子どもの家庭で保育する事業）」のいずれかを選択した者の割合（但し、無回答を除いて割り戻す）から、「2号認定（幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定されるもの）」の割合を控除した割合を算出する。

#### 4) 量の見込みの算出方法

##### ①家庭類型別児童数の算出

「推計児童数（人）」×「潜在家庭類型（割合）」＝「家族類型別児童数（人）」

※推計児童数（人）は、年齢各歳別のデータを用いる。

##### ②量の見込みの算出

「家庭類型別児童数（人）」×「利用意向率（割合）」＝「量の見込み（人）」

#### (4) 3号認定（認定こども園及び保育所＋地域型保育）

##### 1) 対象となる潜在家庭類型

潜在タイプ A（ひとり親家庭）、潜在タイプ B（フルタイム×フルタイム）、潜在タイプ C（フルタイム×パートタイム [月 120 時間以上＋月下限時間～120 時間の一部]）、潜在タイプ E（パートタイム×パートタイム [双方が月 120 時間以上＋月下限時間～120 時間の一部]）を対象として算出する。

##### 2) 対象年齢

0歳、1・2歳の区分で算出する。

##### 3) 利用意向率

上記1) 2) の対象者について、問 16（平日定期的に利用したい教育・保育の事業）に回答した者のうち、問 16 で「3. 認可保育所（国が定める最低基準に適合した施設で都道府県等の認可を受けた定員 20 人以上のもの）」から「10. 居宅訪問型保育（ベビーシッターのような保育者が子どもの家庭で保育する事業）」のいずれかを選択した者の割合（但し、無回答を除いて割り戻す）を算出する。

なお、(4) 3号認定（認定こども園及び保育所＋地域型保育）の数は、現在認可保育所（※）を利用している自市町村に居住する 0－2 歳の子どもの数と同じかそれを上回ることが基本であると考えられるため、これと異なる結果となっている場合には、適切な補正が必要。

※地方単独事業による認可外保育施設及びそれ以外の事業所内保育施設等を含む。

#### 4) 量の見込みの算出方法

##### ①家庭類型別児童数の算出

「推計児童数（人）」×「潜在家庭類型（割合）」＝「家族類型別児童数（人）」

※推計児童数（人）は、年齢各歳別のデータを用いる。

##### ②量の見込みの算出

「家庭類型別児童数（人）」×「利用意向率（割合）」＝「量の見込み（人）」

#### 5) 留意事項

上記4)により算出された「量の見込み」に関して、基本指針案第三の三の1等を踏まえ、育児休業後における特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の円滑な利用の確保に当たって、0歳と1・2歳の「量の見込み」を調整することも考えられる。

その際、例えば、以下の方法が考えられる。

- ・上記1) 2)の対象者（0歳児）のうち、問15-1（平日定期的に利用している教育・保育の事業）で、「3 認可保育所」から「9 居宅訪問型保育」のいずれかを選択した者のうち、問30-6（1）①において「1 希望する保育所に入るため」と回答している者の割合（育休明けの利用意向率）を算出し、上記4)①の「家庭類型別児童数（0歳児）」に掛け合わせる（育休明けの利用意向の児童数）
- ・「育休明けの利用意向の児童数」を、上記4)②の0歳児の「量の見込み（人）」から差し引く。

※この方法により計算をした場合に、0歳児の「量の見込み(人)」が現在の0歳児の利用児童数よりも減る場合には、「育休明けの利用意向の児童数」をゼロとすることも考えられる。

※0歳児の「量の見込み(人)」から差し引いた「育休明けの利用意向の児童数」については、特に供給不足となっている自治体においては、1(・2)歳児に係る整備量を早期に増やすことが求められる。

### 3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの算出方法

以下では、全国共通で算出をすることになっている「地域子ども・子育て支援事業」の「量の見込み」の算出方法を記載する。なお、目標年の量の見込みは各年で設定することになっている。

#### (1) 時間外保育事業

##### 1) 対象となる潜在家庭類型

潜在タイプ A (ひとり親家庭)、潜在タイプ B (フルタイム×フルタイム)、潜在タイプ C (フルタイム×パートタイム [月 120 時間以上+月下限時間～120 時間の一部])、潜在タイプ E (パートタイム×パートタイム [双方が月 120 時間以上+月下限時間～120 時間の一部]) を対象として算出する。

##### 2) 対象年齢

0 歳から 5 歳以下を対象とする。

##### 3) 利用意向率

上記 1) 2) の対象者について、問 16 (平日定期的に利用したい教育・保育の事業) に回答したもののうち、「3. 認可保育所 (国が定める最低基準に適合した施設で都道府県等の認可を受けた定員 20 人以上のもの)」から「10. 居宅訪問型保育 (ベビーシッターのような保育者が子どもの家庭で保育する事業)」のいずれかを選択している、かつ、問 15-2 (2) (利用希望時間) で、「18 時以降」と記入してある場合の割合を算出する。(但し、無回答を除いて割り戻す)

なお、ここでは時間外保育事業の時間設定について「18 時以降」としたが、各自治体の実状に応じて変更可能とする。

#### 4) 量の見込みの算出方法

##### ①家庭類型別児童数の算出

「推計児童数 (人)」×「潜在家庭類型 (割合)」＝「家族類型別児童数 (人)」

※推計児童数 (人) は、年齢各歳別のデータを用いる。

##### ②量の見込みの算出

「家庭類型別児童数 (人)」×「利用意向率 (割合)」＝「量の見込み (人)」

## (2) 放課後児童健全育成事業

### 1) 対象となる潜在家庭類型

潜在タイプ A (ひとり親家庭)、潜在タイプ B (フルタイム×フルタイム)、潜在タイプ C (フルタイム×パートタイム [月 120 時間以上+月下限時間~120 時間の一部])、潜在タイプ E (パートタイム×パートタイム [双方が月 120 時間以上+月下限時間~120 時間の一部]) を対象として算出する。

### 2) 対象年齢

5 歳児を対象とする。(ただし、5) 留意事項を参照のこと。)

### 3) 利用意向率

上記 1) 2) の対象者について、

低学年については、問 26 (放課後の時間を過ごさせたい場所) で「6. 放課後児童クラブ [学童保育]」を選択した割合 (但し、無回答を除いて割り戻す) を算出する。

高学年については、問 27 (放課後の時間を過ごさせたい場所) で「6. 放課後児童クラブ [学童保育]」を選択した割合 (但し、無回答を除いて割り戻す) を算出する。

ただし、「6. 放課後児童クラブ [学童保育]」の利用希望を選択し、かつ、6. 以外の選択肢も選択している者について、「6. 放課後児童クラブ [学童保育]」の利用希望が週 1 ~ 2 回程度であれば、各自治体の実情に応じて、当該者の割合を控除して算出することも可能とする。

### 4) 量の見込みの算出方法

#### ①家庭類型別児童数の算出

「推計児童数 (人)」×「潜在家庭類型 (割合)」=「家族類型別児童数 (人)」

※推計児童数 (人) は、年齢各歳別のデータを用いる。

#### ②量の見込みの算出

「家庭類型別児童数 (人)」×「利用意向率 (割合)」=「量の見込み (人)」

### 5) 留意事項

上記 1) ~ 4) では、5 歳児を対象とした調査に基づく推計方法を示したが、就学児に対する調査を行っている場合には、各市町村の判断で、当該調査の結果を利用することも考えられる。

なお、就学児に対する調査を行っていない場合には、地域における女性の就業割合や利用申込みの状況等の統計データも勘案した地方版子ども・子育て会議等の議論を踏まえ、適切な数値を量の見込みとすることも可能とする。

### (3) 子育て短期支援事業

#### 1) 対象となる潜在家庭類型

全ての家庭類型を対象として算出する。

#### 2) 対象年齢

0歳から5歳以下を対象とする。

#### 3) 利用意向 (利用意向率×利用意向日数)

利用意向率と利用意向日数を算出し、利用意向 (利用意向率×利用意向日数) を求める。

##### ① 利用意向率

上記1) 2) の対象者について、問 25 (泊りがけの預け先) に回答した者のうち、「イ. 短期入所生活援助事業 (ショートステイ) を利用した (児童養護施設等で一定期間、子どもを保護する事業)」、「オ. 仕方なく子どもだけで留守番をさせた」と回答した者の割合を算出する。

但し、「エ. 仕方なく子どもを同行させた」や、問 25-1 (親族・知人にみてもらった時の困難度) の設問を設けている場合、「ア. (同居者を含む) 親族・知人にみてもらった」と回答した者のうち、「1. 非常に困難」「2. どちらかという困難」と回答した割合を加えることも可能とする。

##### ② 利用意向日数

上記1) 2) の対象者について、問 25 (泊りがけの預け先) の「1. あった」の「イ. 短期入所生活援助事業 (ショートステイ) を利用した (児童養護施設等で一定期間、子どもを保護する事業)」、「オ. 仕方なく子どもだけで留守番をさせた」に回答のあった者の「平均日数」を算出する。

①の但し書きにより、算入対象を広げている場合は、当該選択肢も含めた「平均日数」を算出する。

#### 4) 量の見込みの算出方法

##### ① 家庭類型別児童数の算出

「推計児童数 (人)」×「潜在家庭類型 (割合)」＝「家族類型別児童数 (人)」

※推計児童数 (人) は、年齢各歳別のデータを用いる。

##### ② 量の見込みの算出

「家庭類型別児童数 (人)」×「利用意向」＝「量の見込み (人日)」

## 5) 留意事項

就学児に対して調査を行っていない場合は、就学前子どもに係る推計で足りるが、就学児に調査を行っている場合や事業の利用実績データがある場合には、市町村の判断で、当該調査の結果等を使用して、就学児に係る量の見込みを算出することも可能とする。

### (4) 地域子育て支援拠点事業

#### 1) 対象となる潜在家庭類型

全ての家庭類型を対象として算出する。

#### 2) 対象年齢

0歳から2歳のみを対象とする。

#### 3) 利用意向 (利用意向率×利用意向回数)

利用意向率と利用意向日数を算出し、利用意向 (利用意向率×利用意向回数) を求める。

##### ① 利用意向率

上記1) 2) の対象者について、問 17 (地域子育て支援拠点事業の利用状況) で「1. 地域子育て支援拠点事業 (親子が集まって過したり、相談をする場) (を利用している)」と回答した者の人数と、問 18 (地域子育て支援拠点事業の利用意向) で、「1. 利用していないが、今後利用したい」と回答した者の人数を、回答者全体の人数 (問 17 または問 18 の無回答の人数を除く) で割ったものを算出する。

##### ② 利用意向回数

上記1) 2) の対象者について、問 17 (地域子育て支援拠点事業の利用状況) で「1. 地域子育て支援拠点事業 (親子が集まって過したり、相談をする場) (を利用している)」と回答した者と、問 18 (地域子育て支援拠点事業の利用意向) で、「1. 利用していないが、今後利用したい」「2. すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」と回答した者の月当たり平均利用回数

### 4) 量の見込みの算出方法

#### ① 家庭類型別児童数の算出

「推計児童数 (人)」×「潜在家庭類型 (割合)」＝「家族類型別児童数 (人)」

※推計児童数 (人) は、年齢各歳別のデータを用いる。

#### ② 量の見込みの算出

「家庭類型別児童数 (人)」×「利用意向」＝「量の見込み (人)」

### (5) 一時預かり事業、子育て短期支援事業 (トワイライトステイ)、子育て援助活動

## 支援事業（ファミリー・サポート・センター事業〔病児・緊急対応強化事業を除く〕）

一時預かり事業、トワイライトステイ、ファミリー・サポート・センター事業（病児・緊急対応強化事業を除く）については、「幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）」とそれ以外で、見込み量の算出方法が異なる。

### <幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）>

#### 1) 対象となる潜在家庭類型

以下①は潜在家庭類型 C'、D、E'、F を対象として、以下②は潜在家庭類型 A、B、C、E を対象として算出する。

#### 2) 対象年齢

3歳から5歳以下を対象とする。

#### 3) 利用意向（利用意向率×利用意向日数）

利用意向率と利用意向日数を算出し、利用意向（利用意向率×利用意向日数）を求める。  
1号認定による利用と2号認定による利用で、算出方法が異なる。

##### ① 1号認定による利用

###### 【利用意向率】

ア（1号認定に該当すると考えられる子どもの不定期事業の利用希望割合）×  
イ（不定期事業を利用している幼稚園利用者の一時預かり又は幼稚園の預かり保育の利用割合）  
を算出する。

※ア：以下の割合

上記1) 2) の対象者について、

- ・問 16（平日定期的に利用したい教育・保育の事業）で、「1. 幼稚園（通常の就園時間の利用）」または「4. 認定こども園（幼稚園と保育施設の機能を併せ持つ施設）」を選択 かつ
- ・問 24（不定期事業の利用意向）で、「1. 利用したい」と選択した者が、これらの間の回答者数に占める割合

※イ：以下の割合

- ・問 15-1（平日定期的に利用している教育・保育の事業）で、「1. 幼稚園（通常の就園時間の利用）」を選択 かつ
- ・問 23（不定期事業の利用状況）で、「1. 一時預かり（私用など理由を問わずに保育所などで一時的に子どもを保育する事業）」から「6. その他」を選択した者のうち、問 23 で「1. 一時預かり（私用など理由を問わずに保育所などで一時的



に子どもを保育する事業)」または「2. 幼稚園の預かり保育（通常の就園時間を延長して預かる事業のうち、不定期に利用する場合のみ）」を選択した者の割合

#### 【利用意向日数】

上記1) 2) の対象者について、問 24（不定期事業の利用意向）で「1. 利用したい」に回答のあった者の「平均日数」を算出する。

### ② 2号認定による利用

#### 【利用意向率】

1.0

※「2号認定のうち幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定されるもの」は、「幼稚園における在園児を対象とした一時預かり」を利用することによりニーズがカバー。

#### 【利用意向日数】

2号認定のうち、幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定されるものの問 12 (1) - 1 で把握する「就労日数」

※1週当たり  $\alpha$  日 × 52週

※問 21（長期休暇中の幼稚園の利用希望）の結果を勘案することも考えられる。

※これらに加えて、問 24（不定期事業の利用意向）で「1. 利用したい」に回答のあった者の「ア 私用、リフレッシュ目的」及び「イ 冠婚葬祭、学校行事、子どもや親の通院等」の平均日数を勘案することも考えられる。

### 4) 量の見込みの算出方法

#### ① 1号認定による利用

##### ア 家庭類型別児童数の算出

「推計児童数（人）」×「潜在家庭類型（割合）」＝「家族類型別児童数（人）」

※推計児童数（人）は、年齢各歳別のデータを用いる。

##### イ 量の見込みの算出

「家庭類型別児童数（人）」×「利用意向」＝「量の見込み（人日）」

#### ② 2号認定による利用

##### ア 家庭類型別児童数の算出

「2号認定のうち幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定される者」の数（P33-34 で算出したもの）

## イ 量の見込みの算出

「家庭類型別児童数（人）」×「利用意向」＝「量の見込み（人日）」

＜幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）以外＞

### 1) 対象となる潜在家庭類型

全ての家庭類型を対象として算出する。

### 2) 対象年齢

0歳から5歳以下を対象とする。

### 3) 利用意向（利用意向率×利用意向日数）

利用意向率と利用意向日数を算出し、利用意向（利用意向率×利用意向日数）を求める。

#### ① 利用意向率

上記1) 2) の対象者について、問 24（不定期事業の利用意向）に回答した者のうち、「1. 利用したい」を選択した者の割合

#### ② 利用意向日数

上記1) 2) の対象者について、問 24（不定期事業の利用意向）で、「1. 利用したい」に回答のあったものの「平均日数」

## 4) 量の見込みの算出方法

### ①家庭類型別児童数の算出

「推計児童数（人）」×「潜在家庭類型（割合）」＝「家族類型別児童数（人）」

※推計児童数（人）は、年齢各歳別のデータを用いる。

### ②量の見込みの算出

「家庭類型別児童数（人）」×「利用意向」

－「幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）（1号認定による利用のみ）の利用意向日数」

－「問 23（不定期事業の利用状況）における「5. ベビーシッター」「6. その他」の利用日数」

＝「量の見込み（人日）」

※この計算の過程で、家庭類型ごとの「量の見込み」がゼロ以下となる場合にはゼロとする。

## 5) 留意事項

①上記1)～4)の方法によるほか、以下の方法によることも可。

### 1') 対象となる潜在家庭類型

全ての家庭類型を対象として算出する。

### 2') 対象年齢

0歳から2歳以下を対象とする。

### 3') 利用意向 (利用意向率×利用意向日数)

利用意向率と利用意向日数を算出し、利用意向 (利用意向率×利用意向日数) を求める。

#### ① 利用意向率

上記1) 2)の対象者について、問24 (不定期事業の利用意向) に回答した者のうち、「1. 利用したい」を選択した者の割合

#### ② 利用意向日数

上記1) 2)の対象者について、問24 (不定期事業の利用意向) で、「1. 利用したい」に回答のあったものの「平均日数」

### 4') 量の見込みの算出方法

#### ①家庭類型別児童数の算出

「推計児童数 (人)」×「潜在家庭類型 (割合)」＝「家族類型別児童数 (人)」

※推計児童数 (人) は、年齢各歳別のデータを用いる。

#### ②量の見込みの算出

「家庭類型別児童数 (人)」×「利用意向」

—「問23 (不定期事業の利用状況)における「5. ベビーシッター」「6. その他」の利用日数」

＝「量の見込み (人日)」

※この計算の過程で、家庭類型ごとの「量の見込み」がゼロ以下となる場合にはゼロとする。

②トワイライトステイについては、就学児に対して調査を行っていない場合は就学前子どもに係る推計で足りるが、就学児に対して調査を行っている場合や事業の利用実績データがある場合には、市町村の判断で、当該調査の結果等を使用して就学児に係る量の見込みを算出することも可能とする。

(6) 病児保育事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業〔病児・緊急対応強化事業〕）

1) 対象となる潜在家庭類型

潜在タイプ A（ひとり親家庭）、潜在タイプ B（フルタイム×フルタイム）、潜在タイプ C（フルタイム×パートタイム）、潜在タイプ E（パートタイム×パートタイム）を対象に算出する。

2) 対象年齢

0歳から5歳以下を対象とする。

3) 利用意向（利用意向率×利用意向日数）

病児・病後児の発生頻度と利用意向日数を算出し、利用意向（利用頻度×利用意向日数）を求める。なお、調査票に問 22-3 以降を設けてある場合には活用すること。

① 病児・病後児の発生頻度

上記 1) 2) の対象者について、

問 22-1（病気やけがで事業ができなかった場合の対処方法）で、「ア. 父親が休んだ」「イ. 母親が休んだ」に回答した者のうち、問 22-2（病児・病後児保育等の利用意向）で「1. できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」と回答した者と、

問 22-1 で「オ. 病児・病後児の保育を利用した」「キ. ファミリー・サポート・センターを利用した」「ク. 仕方なく子どもだけで留守番をさせた」と回答した者の合計を問 22 の回答者全員で割る。

② 利用意向日数

・上記 1) 2) の対象者について、

問 22-2（病児・病後児保育等の利用意向）で「1. できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」と回答があった日数の総計と、

問 22-1 で「オ. 病児・病後児の保育を利用した」「キ. ファミリー・サポート・センターを利用した」「ク. 仕方なく子どもだけで留守番をさせた」と回答した日数の総計を足し合わせる。

・先に求めた「日数の総計」について、

問 22-2 で「1. できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」、

問 22-1 で「オ. 病児・病後児の保育を利用した」「キ. ファミリー・サポート・センターを利用した」「ク. 仕方なく子どもだけで留守番をさせた」のいずれかに回答があった人数の合計（「延べ」でなく「実人数」、「0日」回答は除く）で割った数。

#### 4) 量の見込みの算出方法

##### ①家庭類型別児童数の算出

「推計児童数（人）」×「潜在家庭類型（割合）」＝「家族類型別児童数（人）」

※推計児童数（人）は、年齢各歳別のデータを用いる。

##### ②量の見込みの算出

「家庭類型別児童数（人）」×「利用意向」＝「量の見込み（人日）」

#### 5) 留意事項

就学児に対して調査を行っていない場合は就学前子どもに係る推計で足りるが、就学児に対して調査を行っている場合や事業の利用実績データがある場合には、市町村の判断で、当該調査の結果等を使用して就学児に係る量の見込みを算出することも可能とする。

または、就学児の利用意向については、平成 25 年度厚生労働科学研究費補助金において、「病児・病後児保育の実態把握と質向上に関する研究」に対して補助を行っており、当該研究班で実施した下記の病児・病後児保育事業に関する実態調査の結果を基に算出することも考えられる。

（実態調査結果（平成 24 年度 1 年間の年齢別利用児童割合）

：0 歳 10.1%、1 歳 32.6%、2 歳 18.1%、3 歳 12.6%、4 歳 10.3%、5 歳 7.9%、  
6 歳 4.2%、7 歳 2.4%、8 歳 1.2%、9 歳 0.4%、10 歳以上 0.2%）

（7）子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）（就学児のみ）

##### 1) 対象となる潜在家庭類型

全ての家庭類型を対象として算出する。

##### 2) 対象年齢

5 歳児を対象とする。（ただし、5）留意事項を参照のこと。）

##### 3) 利用意向（利用意向率×利用意向日数）

利用意向率と利用意向日数を算出し、利用意向（利用意向率×利用意向日数）を求める。

##### ① 利用意向率

上記 1) 2) の対象者について、

低学年については、問 26（放課後の時間を過ごさせたい場所）で「7. ファミリー・サポート・センター」を選択した割合（但し、無回答を除いて割り戻す）を算出する。

高学年については、問 27（放課後の時間を過ごさせたい場所）で「7. ファミリー・サポート・センター」を選択した割合（但し、無回答を除いて割り戻す）を算出する。

## ②利用意向日数

上記1) 2) の対象者について、低学年は問 26、高学年は問 27 で「7. ファミリー・サポート・センター」と回答のあったものの平均日数を算出する。

## 4) 量の見込みの算出方法

### ①家庭類型別児童数の算出

「推計児童数 (人)」×「潜在家庭類型 (割合)」＝「家族類型別児童数 (人)」

※推計児童数 (人) は、年齢各歳別のデータを用いる。

### ②量の見込みの算出

「家庭類型別児童数 (人)」×「利用意向」＝「量の見込み (人日)」

## 5) 留意事項

上記1)～4) では、5歳児を対象とした調査に基づく推計方法を示したが、就学児に対する調査を行っている場合には、各市町村の判断で、当該調査の結果を利用することも考えられる。

なお、就学児に対する調査を行っていない場合には、地域における女性の就業割合や利用申込みの状況等の統計データも勘案した地方版子ども・子育て会議等の議論を踏まえ、適切な数値を量の見込みとすることも可能とする。

## (8) 利用者支援事業

教育・保育施設や地域の子育て支援の事業に係る情報集約・提供、相談等を実施することから、教育・保育施設や他の地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを勘案して、当事業の量の見込みの算出をすること。

この場合、子育て中の親子の身近な場所に設置することが必要であることから、例えば複数の中学校区(2中学校区など)に1箇所などを目安として、箇所数で設定する。

この際に、自治体独自で、例えば、問 19 の⑥の「子育ての総合相談窓口」の利用意向にかかる設問など、事業内容に一定程度親和性がある調査項目を設けている場合には、当該利用意向を勘案することも考えられる。